

表 政令440/2019号が適用される車両など

(単位:%)

NCMコード	説明	関税
8407.34.90 (注1)	ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関およびロータリーエンジンに限る) - シリンダー容積が1,000立方センチを超えるもの - その他	2
8701.20.00 (注2)	トラクター(第87.09項のトラクターを除く) - セミトレーラー用の道路走行用トラクター	5
8704.31.10 (注3)	貨物自動車 - 車両総重量が5トン以下のもの - モーター、キャビン付きシャーシ	2
8704.31.90 (注4)	貨物自動車 - 車両総重量が5トン以下のもの - その他	5
8704.32.10 (注3)	貨物自動車 - 車両総重量が5トンを超えるもの - モーター、キャビン付きシャーシ	2
8704.32.90 (注4)	貨物自動車 - 車両総重量が5トンを超えるもの - その他	5
8704.90.00 (注4)	貨物自動車 - その他 - その他	5
8706.00.10 (注5)	原動機付きシャーシ(第87.01項から第87.05項までの自動車用のものに限る) - その他 - 第87.02項(ドライバーを含む10人以上の人々の輸送のための自動車)の車両	2

(注1) 圧縮天然ガス(CNG)、液化天然ガス(LNG)、またはバイオガスを動力とするエンジンのみ。

(注2) 圧縮天然ガス(CNG)、液化天然ガス(LNG)、またはバイオガスエンジンを使用するセミトレーラー用の道路走行用トラクターのみ。

(注3) エンジンが圧縮天然ガス(CNG)、液化天然ガス(LNG)、またはバイオガスであるキャビンを備えたシャーシのみ。

(注4) 圧縮天然ガス(CNG)、液化天然ガス(LNG)、またはバイオガスエンジンを使用するトラックのみ。

(注5) 圧縮天然ガス(CNG)、液化天然ガス(LNG)、またはバイオガスエンジンを搭載したシャーシのみ。

(出所) 政令440/2019号別添からジェットロ作成